

# 太陽光や蓄電池などの 再エネ・省エネ設備を設置した方へ

## 補助金

令和3年度練馬区再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度のご案内

第3版

申請区分と補助上限額 補助対象設備	区 民	事 業 者	管理組合
太陽光発電設備	50,000円	50,000円	200,000円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	25,000円	25,000円	
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	50,000円	50,000円	
蓄電システム	60,000円	60,000円	200,000円
ビークル・トゥ・ホームシステム (V2H)	100,000円	100,000円	200,000円
LED化改修			200,000円
改修窓 (窓の断熱改修)	40,000円	40,000円	200,000円

国や都の補助金と併せて申請することができます。申請者要件等は次ページ以降でご確認ください。

申請受付方法	申請受付期間	対象設備設置日(設置完了後申請)
先着順	令和3年4月15日(木)から 令和4年3月15日(火)まで	令和3年2月1日(月)から 令和4年1月31日(月)までに設置完了したもの
<b>郵送または窓口(持参)で受付</b> (窓口は区が規定する開庁日の9時~17時)		

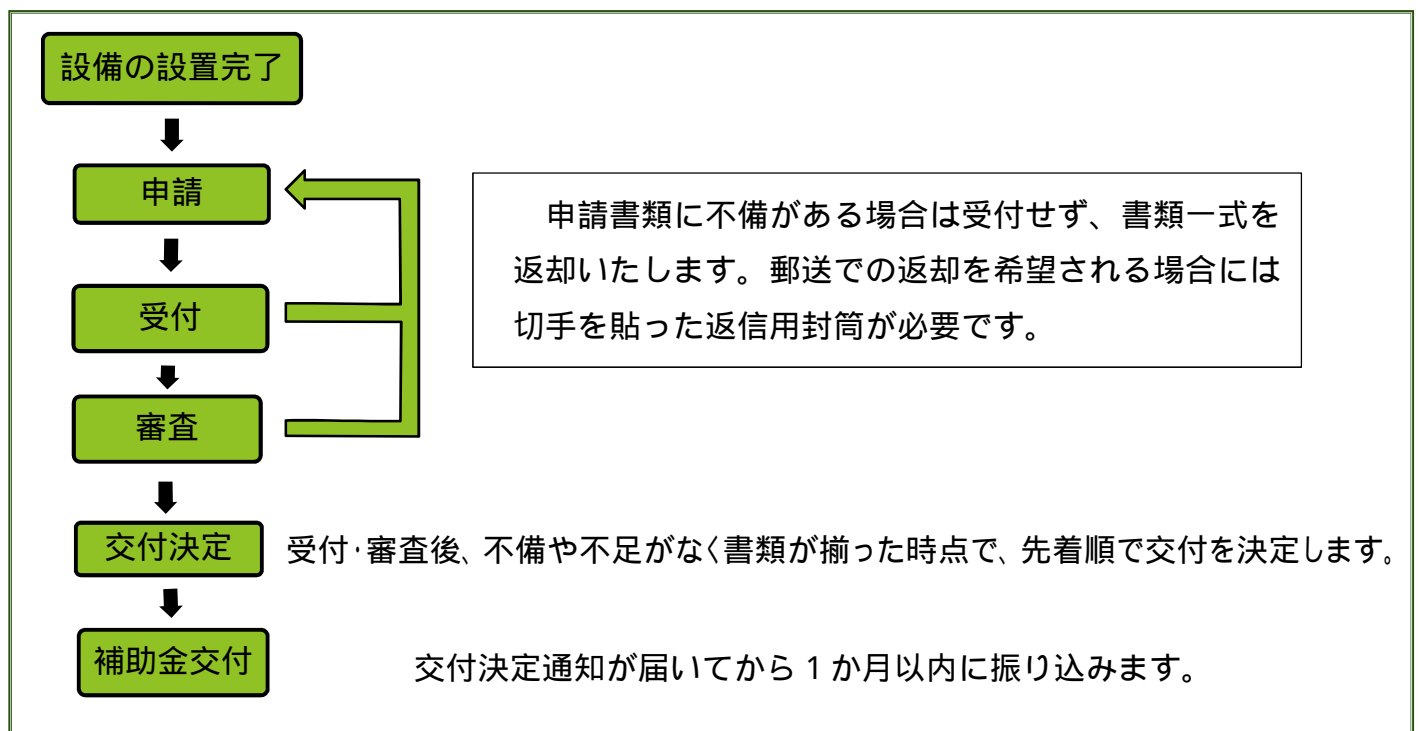
申請書類に不備がある場合は受付できません。また予算に達し次第、受付は終了します。

設備の種類	設置日(申請基準となる日)
太陽光発電設備	東京電力の専用Webサイト『購入実績お知らせサービス』に記載されている【お客様設備の買取起算日】
LED化改修・改修窓	『施工完了届(第3号様式)』に記載の【施工完了日】
上記以外の設備	製品保証書等に記載の【購入日】または設備の引渡日 エネファームについてはフルサポート証の設備お引渡し日

## 令和3年度の主な変更点

- (1) 申請受付を「先着順」に変更
- (2) LED化改修については補助対象となる機器を拡大し、直管型以外の蛍光灯ほか、白熱電球、水銀灯からの改修も対象。その場合は、照明器具本体の交換または改修が必要（管球交換のみは対象外）
- (3) 補助対象となる費用は、設備の機器費およびその設置等に係る工事費のみ
- (4) 既存の住宅・事業所へ設置した場合のみ補助対象となります。  
（新築工事と同時に設置工事を行ったものは対象外）
- (5) 太陽光発電設備は、新たに電力需給契約を結んだものが対象（既存設備への増設は対象外）
- (6) 太陽光発電設備は、既存または同時に設置したエコキュート、蓄電システムおよびV2Hのいずれか一つ以上の設備と連携していることが補助要件に追加
- (7) 蓄電システムは、既存または同時に設置した太陽光発電設備と連携していることが補助要件に追加
- (8) 蓄電システムの機器費が蓄電容量1kWh当たり20万円（税抜き）以下であることが補助要件に追加
- (9) V2Hの区民・事業者向けの補助金の上限を増額
- (10) V2Hは「練馬区災害時協力登録車制度車両登録要綱（第3条、第4条規定）」に申込または登録を行っていること
- (11) 申請時において、設備の設置等に係る費用を申請者自らが全額支払い終えていること
- (12) 同一建築物または同一申請者による過去に交付を受けた、または申請しているものと同種の設備の申請はできません。

### 1 交付決定までの流れ



## 2 申請者

それぞれの区分で記載された要件をすべて満たしていることが必要です

### 区民

- (1) 練馬区民であること。
- (2) 補助対象設備を設置した住宅が練馬区内に所在し、設置時点で自らが居住していること。
- (3) 設置した補助対象設備を住宅の住居部分のみに使用していること。
- (4) 補助対象設備を設置した住宅に、今回申請する設備と同種の設備で過去に区の補助を受けたことがないこと。
- (5) 今回申請する住宅以外でも、申請者が申請する設備と同種の設備で過去に区の補助を受けたことがないこと。
- (6) 補助対象設備を設置した住宅に、区の補助金を申請している同種の設備がないこと。
- (7) 申請時において、設備の設置費用を申請者自らが全額支払い終えていること。
- (8) 申請時において、区税（住民税・軽自動車税）の滞納がないこと。
- (9) 補助対象設備を設置した住宅が共有または他人所有の場合、補助対象設備の設置について、その所有者全員の承諾を得ていること。
- (10) 補助対象設備の設置工事を住宅の新築工事と併せて行っていないこと。

### 事業者

- (1) 区内で事業を営む、従業員 20 名以下の法人事業者（株式会社等においては本店または支店、医療法人等においては主たる事務所または従たる事務所が区内に登録されているものに限る。）または事業主が区民である個人事業主であること。
- (2) 設置した補助対象設備を事業所の事業の用に供する部分で使用していること。
- (3) 補助対象設備を設置した建築物に、今回申請する設備と同種の設備で過去に区の補助を受けたことがないこと。
- (4) 今回申請する建築物以外でも、申請者が申請する設備と同種の設備で過去に区の補助を受けたことがないこと。
- (5) 補助対象設備を設置した建築物に、区の補助金を申請している同種の設備がないこと。
- (6) 申請時において、設備の設置費用を申請者自らが全額支払い終えていること。
- (7) 申請時において、法人の場合は法人住民税、個人事業主の場合は区税（住民税・軽自動車税）の滞納がないこと。
- (8) 補助対象設備を設置した建築物が共有または他人所有の場合、補助対象設備の設置について、その所有者全員の承諾を得ていること。
- (9) 補助対象設備の設置工事を事業所となる建築物の新築工事と併せて行っていないこと。

## 管理組合

- (1) 区内にある区分所有建築物（マンション等）の管理組合であること。
- (2) 設置した補助対象設備は、区分所有建築物の共用部分で使用していること。
- (3) 補助対象設備を設置した建築物に、今回申請する設備と同種の設備で過去に区の補助を受けたことがないこと。
- (4) 補助対象設備を設置した建築物に、区の補助金を申請している同種の設備がないこと。
- (5) 申請時において、管理組合が設備の設置費用を全額支払い終えていること。
- (6) 補助対象設備の設置について、総会等で承認の議決を得ていること。

### 3 補助対象設備の要件

補助対象設備ごとに定める要件のすべて（自然冷媒ヒートポンプ給湯器はアの要件とイ・ウのいずれかの要件）を満たしていることが必要です。設備は中古品不可です。

補助対象設備	要件
<p><b>太陽光発電設備</b></p> <p>太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、電力として供給するシステム</p>	<p>ア 太陽電池の公称最大出力の合計値が2キロワット以上であること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)または国際電気標準会議(IEC)の IEC EE PV FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものであること。</p> <p>ウ 既存または同時に設置した自然冷媒ヒートポンプ給湯器、蓄電システムおよびピークル・トゥ・ホームシステムのいずれか一つ以上の設備と連携していること。</p> <p>エ 電力会社と太陽光発電設備を含む電力供給契約を新たに締結し、発生する余剰電力を供給していること。 全量売電および増設は補助対象外</p>
<p><b>自然冷媒ヒートポンプ給湯器</b></p> <p><b>【エコキュート】</b></p> <p>ヒートポンプ技術により空気中の熱を回収して給湯に使用する高効率給湯器のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するもの</p>	<p>ア 冷媒として二酸化炭素を使用していること。</p> <p>イ 日本産業規格 JIS C 9220 評価に基づく性能表示がある機種においては、ふる保温機能のある機種は、年間給湯保温効率(JIS)が2.7以上、ふる保温機能のない機種は、年間給湯効率(JIS)が3.1以上であること。ただし、容量が240リットル未満の小容量タイプ（一体型を含む。）、多缶式タイプ（薄型2缶等）および多機能タイプの機器については、年間給湯保温効率(JIS)もしくは年間給湯効率(JIS)が2.4以上であること。</p> <p>ウ 一般社団法人日本冷凍空調工業会の JRA4050 規格に基づく年間給湯効率が3.1以上であること。ただし、特殊仕様（寒冷地・塩害地向け機種、薄型2缶タイプ、角型1缶タイプ、容量が200リットル以下の小容量タイプ、一体型タイプおよび多機能タイプ）については、年間給湯効率が2.7以上であること。</p>

補助対象設備	要件
<p>家庭用燃料電池システム</p> <p>【エネファーム】</p> <p>都市ガス等の燃料と空気中の酸素との反応により発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステム</p>	<p>国が実施する民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定したものであること。</p>
<p>蓄電システム</p> <p>蓄電池、インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等の装置によって一体的に構成された、電気を蓄え必要に応じて使用するシステム</p>	<p>ア 国のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業において、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に補助対象機器として登録されているもの。</p> <p>イ 既存または同時に設置した太陽光発電設備と連携していること。</p> <p>ウ 蓄電システムの機器費が蓄電容量 1 kWh 当たり 20 万円（税抜き）以下であること。</p>
<p>ビークル・トゥ・ホームシステム【V2H】</p> <p>電気自動車等からの電力を、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能をもつシステム</p>	<p>ア 国が実施する次世代自動車充電インフラ整備促進事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センター(NeV)が認めたもののうち、電気自動車等からの電力を当該申請に係る建築物の分電盤を通じて使用するために必要な機能を有するものであること。</p> <p>イ 申請時において、申請者が所有する車両が、「練馬区災害時協力登録車制度車両登録要綱」第3条の規定により登録の申込みを行っていることまたは第4条の規定により登録を受けていること。</p>
<p>LED化改修</p> <p>既存の蛍光灯、白熱電球、水銀灯を用いた照明（以下「蛍光灯等」という）器具の全体を交換し、または一部を改修することにより、発光ダイオードを光源に使用する照明専用にしたもの</p>	<p>ア 既設の蛍光灯等照明器具全体をLED照明器具に交換すること、または既設の蛍光灯等照明の部品の一部を改修することで、LED照明の専用器具とすること（LED化改修に関する確認書により、安全性を確認できる場合に限る。）。</p> <p>イ 固有エネルギー消費効率が75lm/W以上であり、かつ、LEDモジュール寿命が4万時間以上であること。</p> <p>ウ 内照式表示灯にあっては、イにかかわらず定格寿命が3万時間以上であること。</p> <p>エ LED化改修後の消費電力量が、交換前または改修前に比べ建築物全体で減少していること。</p> <p>オ 設備の交換費用（税抜き）が10,000円以上であること。</p>



補助対象設備	要件
<p><b>改修窓</b></p> <p>既設の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一枚板ガラスの窓に内窓を追加</li> <li>・一枚板ガラスの窓を複層ガラスなどの窓に交換</li> <li>・一枚板ガラスを複層ガラスなどのガラスに交換</li> </ul> <p>のいずれかをすることにより断熱性能を強化した窓</p>	<p>ア 設置に用いる窓およびガラスは、国の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金において、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に補助対象となる製品として登録されているものであること。</p> <p>イ 助成対象事業を実施する既存建築物（以下「助成対象建築物」という。）における1の居室（助成対象建築物が集合住宅の場合にあっては、各住戸の1の居室とし、事業所にあっては、1の事務室とする。以下同じ。）において、設置される全ての窓（換気小窓、300ミリメートル×200ミリメートル以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等および既に高断熱窓を設置している窓を除く。以下同じ。）について、つぎに掲げるいずれかの設置工事を実施すること。</p> <p>（ア）内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置）</p> <p>（イ）外窓交換（既存窓を取り除き、新たに窓を設置）</p> <p>（ウ）ガラス交換（既存窓に入ったガラスを交換）</p> <p>ウ 前号の設置工事と合わせて、当該1の居室以外の他の居室または廊下、玄関その他の非居室（以下「その他の部屋等」という。）に高断熱窓の設置をする場合にあっては、その他の部屋等における1枚以上の窓について、高断熱窓の設置をすること。</p> <p>エ 既存一枚板ガラス窓からの改修であること。</p> <p>オ 設備の改修費用（税抜き）が10,000円以上であること。</p>

#### 4 申請にあたっての注意点

- (1) 申請書類一式がそろっていない場合は受付・審査はいたしません。
- (2) 書類の作成に鉛筆、消えるボールペン、スタンプ印、修正テープ等を使用した書類は受付できません。
- (3) 設備を設置等することによって立地上または構造上の危険が生じないことを確認した上で工事を行い申請をしてください。
- (4) 設備の設置および使用により生ずる光の反射や騒音等の発生の防止に努め、周辺環境の保全に配慮してください。
- (5) 区が設備の設置等の状況（および申請内容）を確認するため、追加の確認書類の提出を求める場合および現地調査等を行う場合があります。
- (6) 交付決定を受けた設備は管理期間（交付決定日から5年間）が経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理してください。
- (7) 交付決定を受けた設備を管理期間中に処分する場合は、あらかじめ区長の承認を受けてください。
- (8) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請をお勧めしておりますが、受付は先着順で行っておりますのでご了承ください。

## 5 補助金の交付申請額の算出方法

- (1) 機器費および工事費を合計した額から、消費税および値引き額を引いた金額を、補助金交付申請設備内訳書【第2号様式】の「(5)設置等に係る費用」に記入します。
- (2) (1)の金額から、補助金交付申請設備内訳書【第2号様式】の「(6)国等への補助申請状況」に記入した国・都への補助予定金額を引きます。
- (3) (2)の金額の2分の1の金額(千円未満切り捨て)と、各設備の補助上限額のうち、低い方の金額を、補助金交付申請書【第1号様式】の「交付申請額」に記入します。

### 交付申請額算出の流れ

#### 例1：改修窓

領収書
設置費 86,000 円
値引き -2,000 円
消費税 8,600 円
合計 92,600 円

補助金交付申請設備内訳書【第2号様式】	
(5)設置等に係る費用	(6)国等への補助申請状況
(機器費)84,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 有(東京都) 無
(工事費) 円	補助予定金額
(合計) 84,000 円...(1)	(14,000 円)

補助金交付申請書【第1号様式】	
補助対象設備	交付申請額
<input checked="" type="checkbox"/> 改修窓	35,000 円...(3)
(84,000 - 14,000) × 1/2 = 35,000 円	
改修窓補助上限額	40,000 円
上記のうち低い方の額	35,000 円

$$84,000 - 14,000 = 70,000 \text{ 円} \dots (2)$$

#### 例2：太陽光発電設備

領収書
機器費 2,000,000 円
値引き -55,000 円
工事費 400,000 円
消費税 234,500 円
合計 2,579,500 円

補助金交付申請設備内訳書【第2号様式】	
(5)設置等に係る費用	(6)国等への補助申請状況
(機器費)1,945,000 円	有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無
(工事費) 400,000 円	補助予定金額
(合計) 2,345,000 円	( 0 円)
...(1)	

補助金交付申請書【第1号様式】	
補助対象設備	交付申請額
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備	50,000 円...(3)
(2,345,000 - 0) × 1/2 = 1,172,500 円	
(千円未満切り捨て) = 1,172,000 円	
太陽光発電設備補助上限額	50,000 円
上記のうち低い方の額	50,000 円

$$2,345,000 - 0 = 2,345,000 \text{ 円} \dots (2)$$

## 6 Q & A

Q 1	設備の設置前に必要な手続きはありますか？
A 1	LED化改修および窓の断熱改修は、申請時に改修前の状況が確認できる写真が必要です。 不明な点があれば、設備設置前にあらかじめお問い合わせください。 その他の設備については、事前に必要な手続きはありません。
Q 2	2世帯住宅で、対象設備をそれぞれの世帯に設置した場合、申請することは可能ですか？
A 2	住民票上の世帯が別であれば、それぞれの世帯で申請できます。なお、それぞれの申請者が各設備の設置に係る費用を全額支払っていることが必要です。（太陽光発電設備の場合は、それぞれの申請者が電力会社と電力受給契約を結んでいることも必要です。）
Q 3	設置費用をクレジットカードで支払うことは可能ですか？
A 3	申請時までには設置費用の全額を申請者自らが支払い終わってれば、クレジットカードで支払うことが可能です。 なお、クレジットカードを使用する場合は、申請時までには設置費用の全額を申請者自らが支払い終わっていることを確認するため、クレジットカード利用明細書のコピー（確定後のもの）、請求書（本体代・工事代が分かるもの）、通帳の表紙のコピー（申請者氏名と口座番号が分かるもの）、引き落とし箇所のコピー（カード明細の設備の代金と請求書の代金が一致していること）が必要です。
Q 4	設置費用を分割払いすることは可能ですか？
A 4	申請時までには設置費用の全額を申請者自らが支払い終わってれば、分割払いが可能です。 なお、分割払いの場合は、申請時までには設置費用の全額を申請者自らが支払い終わっていることを確認するため、請求書または見積書、分割で支払ったすべての領収書と内訳書（ ）が必要です。 口座引き落としでの領収書が発行されない場合、請求書または見積書、および、通帳の表紙のコピー（申請者氏名と口座番号が分かるもの）、引き落とし箇所のコピー（カード明細の設備の代金と請求書の代金が一致していること）が必要です。

制度の詳細、予算と申請状況および様式はホームページをご覧ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/kankyo/hojo/index.html>



区ホームページ（<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>）> 暮らし手続き > 仕事・生活・環境  
> 環境・公害 > 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度

申請書提出先	〒176 - 8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所本庁舎 18階
および	練馬区 環境部 環境課 地球温暖化対策係 補助金担当
お問い合わせ先	電話 03(5984)4706